

## 北広島市条件付一般競争入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北広島市が発注する建設工事(北広島市建設工事執行規則(昭和46年広島町規則第17号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の請負契約及び建設工事に係る設計、調査、監理、測量等の委託契約(以下「委託」という。)を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札(以下「条件付一般競争入札」という。)により実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事等)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる建設工事及び委託(以下「対象工事等」という。)は、設計金額が1千万円以上の建設工事及び委託(以下「工事等」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、工事等の性質、目的その他特別な事情により条件付一般競争入札に適さないと認める場合は、対象工事等としないことができる。

### (公告)

第3条 条件付一般競争入札を行うときは、別記標準公告例により公告するものとする。

### (入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件(以下「入札参加資格」という。)に該当する者でなければならない。

(1) 政令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号。以下「契約規則」という。)第4条第2項に規定する競争入札等参加資格者名簿において、対象工事等と同種の登録種別に登録されていること(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。)

(3) 北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成17年3月2日市長決裁)第2条第1項の規定による指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(第2号の再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 対象工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。

(6) 原則として、条件付一般競争入札に付そうとする日前10年間に於いて対象工事等と同種の工事等について元請としての施工実績又は履行実績があること。

- (7) 対象工事に配置する主任技術者又は監理技術者が適正であること。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (10) 前各号に定めるもののほか、対象工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

(特定共同企業体の結成条件)

第5条 特定共同企業体に発注する対象工事において条件付一般競争入札に参加しようとする者は、北広島市共同企業体取扱要領(平成2年3月23日広島町長決裁)に定める条件を満たした特定共同企業体を結成しなければならない。

(入札参加資格の決定)

第6条 市長は、前2条の規定により対象工事ごとに条件を定めるときは、北広島市契約事務審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、当該条件の内容を審査させるものとする。

(入札の参加申請)

第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、市長が定める日までに、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、第4条及び第5条に規定する条件を満たしているかどうかの審査を受けなければならない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)
- (2) 次に掲げる書類のうち第3条の公告により提出を求められる書類
  - ア 同種工事施工(業務履行)実績書(別記第2号様式)
  - イ 主任(監理)技術者経歴書(別記第3号様式)
  - ウ 現場代理人経歴書(別記第4号様式)
  - エ 手持ち工事の状況(別記第5号様式)
  - オ 配置予定技術者等の工事受持ち状況(別記第6号様式)
  - カ 特定共同企業体協定書(別記第7号様式)
  - キ その他必要と認める書類

(入札参加資格の審査等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査委員会において申請書等の内容を審査させ、その結果を条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書(別記第8号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった申請者は、市長が定める日までに、前項の通知に付された理由について、書面により説明を求めることができるものとする。

(入札に参加できない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加できない。

- (1) 申請書類を提出期限までに提出しない者
- (2) 申請書類に虚偽の申請をした者
- (3) 入札参加資格を認められなかった者
- (4) 入札参加資格を認められた後、入札参加資格に欠けることとなった者  
(設計図書の閲覧等)

第10条 対象工事等の設計図書は、契約規則第5条の規定による公告の日から入札執行日の前日まで閲覧に供するものとする。

2 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、設計図書内容について質問することができる。この場合において、市長が指定する日までに質疑応答書(別記第9号様式)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の質問があったときは、その回答を入札執行日の前日まで閲覧に供するものとする。

(入札の執行等)

第11条 市長は、条件付一般競争入札の執行に当たっては、契約規則第10条及び第10条の2の規定に基づき、調査基準価格又は最低制限価格を設定するものとする。

2 市長は、前項の入札の執行に際して、当該入札に参加しようとする者に入札金額の積算内訳書の提示を求めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に際し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則(平成24年3月29日市長決裁)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 北広島市条件付一般競争入札試行要綱(平成18年3月27日市長決裁)は、廃止する。

附 則(令和3年9月21日改正)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

北広島市告示第〇号

条件付一般競争入札を行うので、北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示する。

〇年〇月〇日

北広島市長 〇〇 〇〇

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 〇〇工事
- (2) 工事場所 北広島市〇〇
- (3) 工事概要 〇〇造 〇階建 延床面積〇㎡ 〇〇工一式
- (4) 工期 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで
- (5) 予定価格 事後公表とする。
- (6) その他 この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。【必要な場合のみ記載する】  
この工事は、週休2日試行工事の対象工事である。【必要な場合のみ記載する】

2 発注方式

〇〇とする。

3 入札者参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号。以下「契約規則」という。)に規定する〇・〇年度における北広島市建設工事等競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加者名簿」)において、登録種別「〇〇」に登録されていること《登録されており、その格付等級が「〇」であること》【必要な条件を記載する】(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。)
- (3) この公告の日から入札の日までの期間において北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成17年3月2日市長決裁)第2条第1項の規定による指名停止の措置(以下「指名停止措置」という。)を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全

である者でないこと。

- (5) この工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置できること。
- (6) 対象工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が 4 年以上であること。
- (7) 対象工事に係る設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。なお、受託者とは次に掲げる者である。

「〇〇〇〇」【必要な場合のみ記載する】

- (8) 受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。【必要な場合のみ記載する】
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。【必要な場合のみ記載する】
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係又は人的関係が無いこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア） 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア） 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ） 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正が阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (11) 〇〇〇内に建設業法に基づく許可を受けている主たる営業所《又は営業所》（〇年12月1日以前から許可を受けているものに限る。）を有していること。
- (12) 次の条件を満たす工事（〇年〇月〇日以降に竣工したものに限り。共同企業体により施工した工事を含む。）の施工実績を元請として有していること。

「〇〇〇」【必要な場合のみ記載する】

- (13) 建設業法に基づき配置する主任（監理）技術者は、(12)の主任技術者又は監理技術者としての施工実績を有していること。【必要な場合のみ記載する】
- (14) その他【必要な場合のみ記載する】

[以下 2 から 5 は特定共同企業体による共同施工方式の場合における例]

## 2 発注方式

特定共同企業体による共同施工方式とする。

## 3 入札者参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、その構成員のすべてが 4 に掲げる特定共同企業体の構成員の条件を満たすとともに、5 に掲げる条件を満たす特定共同企業体を自主的に結成したうえで入札参加の申請をしなければならない。

## 4 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北広島市契約規則(平成 15 年北広島市規則第 12 号。以下「契約規則」という。)に規定する〇・〇年度における北広島市建設工事等競争入札参加資格者名簿において、登録種別「〇〇」に登録されていること《登録されており、その格付等級が「〇」であること》【必要な条件を記載する】(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。)
- (3) この公告の日から入札の日までの期間において北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 17 年 3 月 2 日市長決裁)第 2 条第 1 項の規定による指名停止の措置(以下「指名停止措置」という。以下同)を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置できること。
- (6) この工事に対応する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が 4 年以上であること。
- (7) この工事に係る設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)でないこと。なお、受託者とは次に掲げる者である。  
「〇〇〇〇」【必要な場合のみ記載する】
- (8) 受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。【必要な場合のみ記載する】
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。【必要な場合のみ記載する】
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係又は人的関係が無いこと。  
(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正が阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(1) ○○○内に建設業法に基づく許可を受けている主たる営業所《又は営業所》（○年 12 月 1 日以前から許可を受けているものに限る。）を有していること。

(2) その他【必要な場合のみ記載する】

#### 5 特定共同企業体の結成条件

(1) 構成員の数は、2 者又は 3 者であること。

(2) 代表者は、4(2)の登録種別「○○」の格付等級が「○」で、かつ、4(2)の登録申請の際添付した総合評定値通知書（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する審査における結果の通知書をいう。）の建設工事の種類「○○」の総合評定値（P）が○○点以上であること。

(3) 代表者は、次の条件を満たす○○工事（○年 4 月 1 日以降にしゅん工したものに限り。共同企業体により施工した工事を含む。）の施工実績を元請として有していること。

ア 構造：○○造

イ 規模：○階建以上、延床面積○平方メートル以上

ウ 工事内容：○○の新築、増築または大規模改造工事《に係る○○工事》

(4) 代表者は、建設業法第 26 条に基づき監理技術者を専任で配置できること。その他の構成員は、建設業法第 26 条に基づき主任技術者を専任で配置できること。

(5) 構成員のうち 1 者以上は、北広島市内に建設業法に基づく許可を受けている主たる営業所（○年 12 月 1 日以前から許可を受けているものに限る。）を有していること。

(6) 構成員の出資比率は、2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。

(7) 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(8) その他【必要な場合のみ記載する】

#### 4 (特定共同企業体の場合は、「6」) 入札参加申請及び資格の審査

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。

##### ア 申請書類

- (ア) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
- (イ) 資本関係・人的関係調書その2（別記様式）※該当する場合のみ提出
- (ウ) 同種工事施工（業務履行）実績書（別記第2号様式）
- (エ) (ウ)に記載した工事の施工概要及び施工したことを証明する書類（工事カルテ、契約書、設計図書等の写し）
- (オ) 主任（監理）技術者経歴書（別記第3号様式）
- (カ) 現場代理人経歴書（別記第4号様式）
- (キ) 手持ち工事の状況（別記第5号様式）
- (ク) 配置予定技術者等の工事受持ち状況（別記第6号様式）
- (ケ) 特定共同企業体協定書（別記第7号様式）〔共同施工方式の場合に限る。〕
- (コ) 委任状〔共同施工方式の場合に限る。〕
- (サ) 審査結果通知用返信用封筒
- (シ) その他【必要な場合のみ記載する】

##### イ 提出期間

この告示の日から○年○月○日（○）までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、9時から17時まで。

##### ウ 提出方法

申請書の提出は持参もしくは郵送によるものとし、郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送してください。郵送による提出の場合は、提出期限までに到着しているものに限る。

##### エ 提出場所

住 所 北広島市中央4丁目2番地1

場 所 北広島市財務部契約管財課（北広島市役所3階）

(2) 申請書類は、北広島市役所ホームページに掲載する。

北広島市役所ホームページ <https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>

(3) 入札参加資格については、申請書類の提出期限の日を基準日として確認するものとする。

(4) 入札参加資格の審査結果については、○年○月○日（○）までに条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第8号様式）により通知する。

#### 5 (特定共同企業体の場合は、「7」) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由に



ついて、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 ○年○月○日（○）○時まで

イ 提出場所 4(1)エに同じ。（特定共同企業体の場合は、6(1)エに同じ。）

ウ その他 書面は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(2) 説明を求めた者に対しては、原則として書面を受け取った日の翌日から起算して4日以内に書面により回答する。

## 6（特定共同企業体の場合は、「8」） 契約条項を示す場所及びその期間

### (1) 設計図書の閲覧

ア 閲覧期間及び時間

告示の日から入札執行の前日までの休日を除く、9時から17時まで。

イ 閲覧場所

閲覧室での閲覧は行わない。

ウ 入手方法

希望する者は、申請書類提出期限までに下記メールアドレスに案件名・会社名・担当者名・連絡先を記載の上、メールを送信してください。送信されたメールアドレスに対してデータ送付いたします。

北広島市財務部契約管財課 E-mail：[keiyaku@city.kitahiroshima.lg.jp](mailto:keiyaku@city.kitahiroshima.lg.jp)

### (2) 設計図書に対する質問等

ア 質問の受付期間及び時間

この告示の日から○年○月○日（○）までの休日を除く、9時から17時まで。

イ 受付場所

(ア) 受付場所

4(1)エに同じ。（特定共同企業体の場合は、6(1)エに同じ。）

(イ) 提出方法

質疑応答書（別記第9号様式）により、郵送で提出すること。

※質問がない場合は提出不要

ウ 質問に対する回答の閲覧

(ア) 閲覧期間及び時間

告示の日から入札執行の前日まで。

(イ) 閲覧場所

北広島市役所ホームページに掲載する。

<https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>

## 7（特定共同企業体の場合は、「9」） 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 ○年○月○日（○） ○時○分

- (2) 場所 北広島市中央4丁目2番地1  
北広島市役所〇階〇〇会議室

8(特定共同企業体の場合は、「10」) 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、持参により提出すること。送付又は電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、予定価格以下の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (4) 入札の執行に当たっては、北広島市建設工事等最低制限価格制度実施要綱(平成26年3月28日市長決裁)に基づき、最低制限基準価格を設定する。【必要な場合のみ記載する。】
- (5) 入札の執行に当たっては、北広島市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱(平成26年3月28日市長決裁。以下「低入札価格調査要綱」という。)に基づき、調査基準価格を設定する。【必要な場合のみ記載する。】
- (6) 入札を行った結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、低入札価格調査要綱に定めた手続により調査を行い、落札者を決定する。【必要な場合のみ記載する。】
- (7) 調査基準価格を下回る入札をした者のうち、当該入札金額が、予定価格算出の基礎となった額の合計額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認め、当該入札者を失格とする。【必要な場合のみ記載する。】

9(特定共同企業体の場合は、「11」) 工事費内訳書の提出

入札書の提出に際し、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

10(特定共同企業体の場合は、「12」) 入札保証金

免除する。

11(特定共同企業体の場合は、「13」) 契約の時期 【必要な場合のみ記載する。】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和40年条例第4号)に定めるところにより、市議会の議決に付さなければならない契約については、入札後、工事請負仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約を締結する。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

12(特定共同企業体の場合は、「14」) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、国債、地方債又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

13 入札の無効(特定共同企業体の場合は、「15」)

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 契約規則第15条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しない者が行った入札
- (4) 申請書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (5) 入札参加資格を認められなかった者が行った入札
- (6) 入札参加資格を認められた後、指名停止措置を受ける等入札参加資格に欠けることとなった者が行った入札
- (7) 複数の工事に同一の技術者を配置予定技術者として入札参加資格審査申請を行った場合において、他の工事を落札したことにより、本工事に配置予定技術者を配置できないことが明らかになった者が行った入札

14(特定共同企業体の場合は、「16」) 契約書作成の要否  
要

15(特定共同企業体の場合は、「17」) 支払条件

- (1) 前払金 《各会計年度のでき形部分等に対する請負代金相当額の4割以内として行う。》  
又は《契約金額の4割以内として行う。》
- (2) 中間前払金 《各会計年度のでき形部分等に対する請負代金相当額の2割以内として行う。》  
又は《契約金額の2割以内として行う。》
- (3) 部分払 会計年度ごとに次の回数を限度とする。  
○年度 ○回  
○年度 ○回  
又は《○回を限度とする。》又は《行わない。》
- (4) 支払限度額 会計年度ごとの請負代金の支払い限度額の割合は、概ね次のとおりとする。  
**【必要な場合のみ記載する。】**  
○年度 ○.○%  
○年度 ○.○%

16(特定共同企業体の場合は、「18」) 現場代理人  
専任とする。

17(特定共同企業体の場合は、「19」) その他

- (1) この告示に定めるもののほか、入札参加者は、契約規則その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書類は、入札参加資格の審査以外に申請者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申請書類は、返却しない。
- (5) 提出期限以降における申請書類の差替え及び再申請は、認めない。
- (6) 入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがある。
- (7) 入札が中止となった場合でも申請書類の作成及び提出に係る費用等は、申請者の負担とする。
- (8) 落札決定から契約締結までの間に指名停止措置を受ける等本告示に示した入札参加資格に欠けることとなった場合、当該落札決定を取消すことがある。【以下は必要な場合のみ記載する。】また、仮契約を締結した場合において、本契約締結までに本告示に示した入札参加資格に欠けることとなった場合、当該仮契約を解除することがある。

18(特定共同企業体の場合は、「20」) 問合せ先

〒061-1192

北広島市中央4丁目2番地1

北広島市財務部契約管財課（北広島市役所3階）

TEL 011-372-3311（内線〇〇）

FAX 011-373-2903

北広島市告示第〇号

条件付一般競争入札を行うので、北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示する。

〇年〇月〇日

北広島市長 〇〇 〇〇

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 〇〇工事
- (2) 工事場所 北広島市〇〇
- (3) 工事概要 〇〇造 〇階建 延床面積〇㎡ 〇〇工一式
- (4) 工期 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで
- (5) 予定価格 事後公表とする。
- (6) その他 この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。【必要な場合のみ記載する】  
この工事は、週休2日試行工事の対象工事である。【必要な場合のみ記載する】

### 2 発注方式

〇〇とする。

### 3 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号。以下「契約規則」という。)に規定する〇・〇年度における北広島市建設工事等競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加者名簿」)において、登録種別「〇〇」に登録されていること《登録されており、その格付等級が「〇」であること》【必要な条件を記載する】(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。)
- (3) この公告の日から入札の日までの期間において北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成17年3月2日市長決裁)第2条第1項の規定による指名停止の措置(以下「指名停止措置」という。)を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全

である者でないこと。

- (5) この工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置できること。
- (6) 対象工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が 4 年以上であること。
- (7) 対象工事に係る設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。なお、受託者とは次に掲げる者である。

「〇〇〇〇」【必要な場合のみ記載する】

- (8) 受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。【必要な場合のみ記載する】
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。【必要な場合のみ記載する】
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係又は人的関係が無いこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正が阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (11) 〇〇〇内に建設業法に基づく許可を受けている主たる営業所《又は営業所》（〇年12月1日以前から許可を受けているものに限る。）を有していること。
- (12) 次の条件を満たす工事（〇年〇月〇日以降に竣工したものに限り。共同企業体により施工した工事を含む。）の施工実績を元請として有していること。

「〇〇〇」【必要な場合のみ記載する】

- (13) 建設業法に基づき配置する主任（監理）技術者は、(12)の主任技術者又は監理技術者としての施工実績を有していること。【必要な場合のみ記載する】
- (14) その他【必要な場合のみ記載する】

[以下 2 から 5 は特定共同企業体による共同施工方式の場合における例]

## 2 発注方式

特定共同企業体による共同施工方式とする。

## 3 入札者参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、その構成員のすべてが 4 に掲げる特定共同企業体の構成員の条件を満たすとともに、5 に掲げる条件を満たす特定共同企業体を自主的に結成したうえで入札参加の申請をしなければならない。

## 4 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北広島市契約規則(平成 15 年北広島市規則第 12 号。以下「契約規則」という。)に規定する〇・〇年度における北広島市建設工事等競争入札参加資格者名簿において、登録種別「〇〇」に登録されていること《登録されており、その格付等級が「〇」であること》【必要な条件を記載する】(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。)
- (3) この公告の日から入札の日までの期間において北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 17 年 3 月 2 日市長決裁)第 2 条第 1 項の規定による指名停止の措置(以下「指名停止措置」という。以下同)を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置できること。
- (6) この工事に対応する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の許可業種につき、当該許可を受けてからの営業年数が 4 年以上であること。
- (7) この工事に係る設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)でないこと。なお、受託者とは次に掲げる者である。  
「〇〇〇〇」【必要な場合のみ記載する】
- (8) 受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。【必要な場合のみ記載する】
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。【必要な場合のみ記載する】
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係又は人的関係が無いこと。  
(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正が阻害されると認められる場合

ア、イと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(1) ○○○内に建設業法に基づく許可を受けている主たる営業所《又は営業所》（○年 12 月 1 日以前から許可を受けているものに限る。）を有していること。

(2) その他【必要な場合のみ記載する】

#### 5 特定共同企業体の結成条件

(1) 構成員の数は、2 者又は 3 者であること。

(2) 代表者は、4(2)の登録種別「○○」の格付等級が「○」で、かつ、4(2)の登録申請の際添付した総合評定値通知書（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する審査における結果の通知書をいう。）の建設工事の種類「○○」の総合評定値（P）が○○点以上であること。

(3) 代表者は、次の条件を満たす○○工事（○年 4 月 1 日以降にしゅん工したものに限り。共同企業体により施工した工事を含む。）の施工実績を元請として有していること。

ア 構造：○○造

イ 規模：○階建以上、延床面積○平方メートル以上

ウ 工事内容：○○の新築、増築または大規模改造工事《に係る○○工事》

(4) 代表者は、建設業法第 26 条に基づき監理技術者を専任で配置できること。その他の構成員は、建設業法第 26 条に基づき主任技術者を専任で配置できること。

(5) 構成員のうち 1 者以上は、北広島市内に建設業法に基づく許可を受けている主たる営業所（○年 12 月 1 日以前から許可を受けているものに限る。）を有していること。

(6) 構成員の出資比率は、2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。

(7) 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(8) その他【必要な場合のみ記載する】



#### 4 (特定共同企業体の場合は、「6」) 入札参加申請及び資格の審査

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。

##### ア 申請書類

- (ア) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
- (イ) 資本関係・人的関係調書その2（別記様式）※該当する場合のみ提出
- (ウ) 同種工事施工（業務履行）実績書（別記第2号様式）
- (エ) (ウ)に記載した工事の施工概要及び施工したことを証明する書類（工事カルテ、契約書、設計図書等の写し）
- (オ) 主任（監理）技術者経歴書（別記第3号様式）
- (カ) 現場代理人経歴書（別記第4号様式）
- (キ) 手持ち工事の状況（別記第5号様式）
- (ク) 配置予定技術者等の工事受持ち状況（別記第6号様式）
- (ケ) 特定共同企業体協定書（別記第7号様式）〔共同施工方式の場合に限る。〕
- (コ) 委任状〔共同施工方式の場合に限る。〕
- (サ) 審査結果通知用返信用封筒
- (シ) その他【必要な場合のみ記載する】

##### イ 提出期間

告示の日から○年○月○日（○）までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、9時から17時まで。

##### ウ 提出方法

申請書の提出は郵送によるものとし、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送してください。

##### エ 提出場所

住 所 北広島市中央4丁目2番地1

場 所 北広島市財務部契約管財課（北広島市役所3階）

(2) 申請書類は、北広島市役所ホームページに掲載する。

北広島市役所ホームページ <https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>

(3) 入札参加資格については、申請書類の提出期限の日を基準日として確認するものとする。

(4) 入札参加資格の審査結果については、○年○月○日（○）までに条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第8号様式）により通知する。

#### 5 (特定共同企業体の場合は、「7」) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 ○年○月○日（○）○時まで

イ 提出場所 4(1)エに同じ。（特定共同企業体の場合は、6(1)エに同じ。）

ウ その他 書面は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(2) 説明を求めた者に対しては、原則として書面を受け取った日の翌日から起算して4日以内に書面により回答する。

## 6（特定共同企業体の場合は、「8」） 契約条項を示す場所及びその期間

### (1) 設計図書の閲覧等

#### ア 閲覧期間及び時間

告示の日から入札執行の前日までの休日を除く、9時から17時まで。

#### イ 閲覧場所

閲覧室での閲覧は行わない。

#### ウ 入手方法

希望する者は、申請書類提出期限までに下記メールアドレスに案件名・会社名・担当者名・連絡先を記載の上、メールを送信してください。送信されたメールアドレスに対してデータ送付いたします。

北広島市財務部契約管財課 E-mail：[keiyaku@city.kitahiroshima.lg.jp](mailto:keiyaku@city.kitahiroshima.lg.jp)

### (2) 設計図書に対する質問等

#### ア 質問の受付期間及び時間

告示の日から○年○月○日（○）までの休日を除く、9時から17時まで。

#### イ 受付場所及び提出方法

##### (ア) 受付場所

4(1)エに同じ。（特定共同企業体の場合は、6(1)エに同じ。）

##### (イ) 提出方法

質疑応答書（様式は任意）により、郵送で提出すること。

※質問がない場合は提出不要

#### ウ 質問に対する回答の閲覧

##### (ア) 閲覧期間及び時間

告示の日から入札執行の前日まで。

##### (イ) 閲覧場所

北広島市役所ホームページに掲載する。

<https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>

## 7（特定共同企業体の場合は、「9」） 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 ○年○月○日（○）○時○分

(2) 場所 北広島市中央4丁目2番地1

(3) 開札の立会い

入札者による立会いは行わず、入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

8(特定共同企業体の場合は、「10」) 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送しなければいけない。※郵便入札の封筒作成方法参照
- (2) 入札書の到達期限  
〇年〇月〇日 (〇) 〇時まで。
- (3) 入札書の提出先  
4(1)エに同じ。(特定共同企業体の場合は、6(1)エに同じ。)
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 開札の結果、予定価格以下の入札がない場合は、直ちに再度入札を実施するが、再度入札の回数は1回とする。
- (6) 再度入札を行う場合、入札執行者は第1回目の最低入札価格、入札者の提出期日、開札日時及び場所を指定し、入札参加者にファクシミリで通知する。
- (7) 入札の執行に当たっては、北広島市建設工事等最低制限価格制度実施要綱(平成26年3月28日市長決裁)に基づき、最低制限基準価格を設定する。【必要な場合のみ記載する。】
- (8) 入札の執行に当たっては、北広島市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱(平成26年3月28日市長決裁。以下「低入札価格調査要綱」という。)に基づき、調査基準価格を設定する。【必要な場合のみ記載する。】
- (9) 入札を行った結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、低入札価格調査要綱に定めた手続により調査を行い、落札者を決定する。【必要な場合のみ記載する。】
- (10) 調査基準価格を下回る入札をした者のうち、当該入札金額が、予定価格算出の基礎となった額の合計額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認め、当該入札者を失格とする。【必要な場合のみ記載する。】

9(特定共同企業体の場合は、「11」) 工事費内訳書の提出

入札書の提出に際し、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

10(特定共同企業体の場合は、「12」) 入札保証金

免除する。

11(特定共同企業体の場合は、「13」) 契約の時期 【必要な場合のみ記載する。】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年条例第 4 号）に定めるところにより、市議会の議決に付さなければならない契約については、入札後、工事請負仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約を締結する。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

12(特定共同企業体の場合は、「14」) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、国債、地方債又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

13 入札の無効(特定共同企業体の場合は、「15」)

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 契約規則第 15 条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しない者が行った入札
- (4) 申請書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (5) 入札参加資格を認められなかった者が行った入札
- (6) 入札参加資格が認められた後、指名停止措置を受ける等入札参加資格に欠けることとなった者が行った入札

14(特定共同企業体の場合は、「16」) 契約書作成の要否  
要

15(特定共同企業体の場合は、「17」) 支払条件

- (1) 前 払 金 《各会計年度のでき形部分等に対する請負代金相当額の 4 割以内として行う。》  
又は《契約金額の 4 割以内として行う。》
- (2) 中間前払金 《各会計年度のでき形部分等に対する請負代金相当額の 2 割以内として行う。》  
又は《契約金額の 2 割以内として行う。》
- (3) 部 分 払 会計年度ごとに次の回数を限度とする。  
○年度 ○回  
○年度 ○回  
又は《○回を限度とする。》又は《行わない。》
- (4) 支払限度額 会計年度ごとの請負代金の支払い限度額の割合は、概ね次のとおりとする。  
【必要な場合のみ記載する。】

○年度 ○.○%

○年度 ○.○%

16(特定共同企業体の場合は、「18」) 現場代理人  
専任とする。

17(特定共同企業体の場合は、「19」) その他

- (1) この告示に定めるもののほか、入札参加者は、契約規則その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書類は、入札参加資格の審査以外に申請者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申請書類は、返却しない。
- (5) 提出期限以降における申請書類の差替え及び再申請は、認めない。
- (6) 入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがある。
- (7) 郵便入札の開札を延期する場合は、到着した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は速やかに入札参加者に返却する。
- (8) 入札が中止となった場合でも申請書類の作成及び提出に係る費用等は、申請者の負担とする。
- (9) 落札決定から契約締結までの間に指名停止措置を受ける等本告示に示した入札参加資格に欠けることとなった場合、当該落札決定を取消すことがある。【以下は必要な場合のみ記載する。】また、仮契約を締結した場合において、本契約締結までに本告示に示した入札参加資格に欠けることとなった場合、当該仮契約を解除することがある。

18(特定共同企業体の場合は、「20」) 問合せ先

〒061-1192

北広島市中央4丁目2番地1

北広島市財務部契約管財課(北広島市役所3階)

TEL 011-372-3311(内線 )

FAX 011-373-2903





条件付一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

北広島市長 様

企業体名 経常共同企業体

代表者 住 所  
 商号又は名称  
 代表者職氏名 印

構成員 住 所  
 商号又は名称  
 代表者職氏名 印

年 月 日付で入札告示のあった   工事に係る条件付一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて参加資格審査を申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付の有無	添付書類の名称	備 考
	資本関係・人的関係調書その2	
	同種工事施工(業務履行)実績書	
	主任(監理)技術者経歴書	
	現場代理人経歴書	
	手持ち工事の状況	
	配置予定技術者等の工事受持ち状況	
	工事カルテ、契約書(写し)、設計図書等の写し	
	その他( )	
	返信用封筒	

- 注 1 添付した書類は、「添付の有無」欄に○印を付してください。  
 2 「審査結果通知書返信用封筒」は、長3号封筒とし、表に返信先のあて名を記載し、返信に必要な切手を貼付したものを提出してください。

-----  
 資本関係・人的関係調書

申請日現在における、当社と他の北広島市建設工事等競争入札参加資格者間の資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

資本関係又は人的関係 あり・なし(どちらかに○印)

※資本関係又は人的関係がある場合、必ず別記様式「資本関係・人的関係調書その2」を添付書類として提出してください。



資本関係・人的関係調書その2

年 月 日

北広島市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印  
(共同企業体の場合は企業体名から記入してください。)

申請日現在における、当社と他の北広島市建設工事等競争入札参加資格者間の資本関係又は人的関係については、次のとおり相違ありません。

1 親会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

2 子会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

3 役員等の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役 職	氏 名	商号又は名称	役 職

注 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成し、かつ、その共同企業体の代表者である場合も同様に記載してください。

## 同種工事施工(業務履行)実績書

会社名 \_\_\_\_\_

同種工事(業務)の条件		
工事(業務)名等	工事(業務)名	
	発注者	
	施工(履行)場所	
	契約金額	
	工期(履行期間)	
	施工形態	単体・共同企業体(出資率 %)
		※共同企業体で施工(履行)した場合(代表者・それ以外)
工事(業務)概要		

- 注1 共同企業体受注の場合、請負金額は契約総額で記載してください。
- 2 年 月 日以降に完成・引渡しが完了(業務完了)した同種工事(業務)で主なものを記載してください。
- 3 北海道内で受注した工事(業務)を優先して記載してください。

## 主任(監理)技術者経歴書

会社名 \_\_\_\_\_

区 分		氏 名		経験年数	年
最 終 学 歴	卒業年月	学 校 名		専攻科目	
	年 月				
法令による資格 免許(名称・取得 年月・番号)					
工事経験の条件		※入札参加資格条件として告示文に記載がない場合、記入不要です。			
工 事 経 験 の 概 要	工 事 名				
	発 注 者				
	施 工 場 所				
	請 負 金 額				
	工 期				
	施 工 形 態	単体・共同企業体(出資率           %)	元 請 ・ 下 請		
		※共同企業体で施工した場合(代表者・それ以外)			
	従 事 役 職				
工 事 の 内 容					

- 注1 共同企業体受注の場合、請負金額は契約総額で記載してください。
- 2 資格者証の写しを添付してください。
- 3 「区分」欄には、監理技術者又は主任技術者の別を記載してください。
- 4 「工事経験の概要」欄には、同種工事の条件を満たす工事で、           年    月    日  
以降に完成し引渡し完了した工事を記載してください。
- 5 北海道内で受注した工事を優先して記載してください。
- 6 「従事役職」欄には、主任技術者又は監理技術者と記載してください。
- 7 この様式は、複数の技術者について提出することができます。

## 現場代理人経歴書

会社名 \_\_\_\_\_

区			氏名		経験年数	年
最終学歴	卒業年月	学 校 名		専攻科目		
	年月					
法令による資格免許(名称・取得年月・番号)						
工事経験の条件		※ 以下、記載不要です。				
工事経験の概要	工事名					
	発注者					
	施工場所					
	請負金額					
	工期					
	施工形態	単体・共同企業体(出資率 %)	元請・下請			
		※共同企業体で施工した場合(代表者・それ以外)				
	従事役職					
工事の内容						

注 監理技術者又は主任技術者は、現場代理人を兼任できます。

# 手持ち工事の状況

会社名 \_\_\_\_\_

( \_\_\_\_\_ 年 月 日現在)

工 事 名	発 注 者	施 工 場 所
	請 負 金 額	工 期
	円	年 月 日～ 年 月 日
	円	年 月 日～ 年 月 日
	円	年 月 日～ 年 月 日
	円	年 月 日～ 年 月 日
	円	年 月 日～ 年 月 日
	円	年 月 日～ 年 月 日
	円	年 月 日～ 年 月 日
	円	年 月 日～ 年 月 日
	円	年 月 日～ 年 月 日
	円	年 月 日～ 年 月 日

注 北海道内で受注した工事について記載してください。

## 配置予定技術者等の工事受持ち状況

会社名 \_\_\_\_\_  
(        年    月    日現在)

区 分		氏 名	
工 事 名	発 注 者		施 工 場 所
従 事 役 職	請 負 金 額		工 期
	円		年 月 日～ 年 月 日
	円		年 月 日～ 年 月 日

区 分		氏 名	
工 事 名	発 注 者		施 工 場 所
従 事 役 職	請 負 金 額		工 期
	円		年 月 日～ 年 月 日
	円		年 月 日～ 年 月 日

- 注1 申請書提出日現在の工事受持ち状況により作成してください。
- 2 「区分」欄には、今回申請する工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者の別を記載してください。
- 3 「従事役職」欄には、受持ち工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者の別を記載してください。
- 4 手持ち工事がない場合、「工事名」欄に「なし」と記載してください。

\_\_\_\_\_ 特定共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 北広島市発注に係る下記工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。)の請負

\_\_\_\_\_ 工事名 \_\_\_\_\_

- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当企業体は、\_\_\_\_\_ 特定共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を次のとおり置くものとする。

\_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

(設立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に成立し、工事の請負契約の履行後(北広島市建設工事執行規則(昭和46年規則第17号)第12条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は、当該跡請保証の義務完了後)3月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

\_\_\_\_\_ 住 \_\_\_\_\_ 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 商号又は名称 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 住 \_\_\_\_\_ 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 商号又は名称 \_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限及び入札書又は見積書を提出すること並びに請負代金(前払い金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理をする権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資割合は変わらないものとする。

会社名_____	出資割合_____%
会社名_____	出資割合_____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。



(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該工事を完成するものとする。この場合、残存構成員が複数であるときは、共同連帯して当該工事を完成するものとする。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退したものがあある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。この場合、残存構成員が複数であるときは、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり\_\_\_\_\_特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書\_\_通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ 1 通を北広島市に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書

北広 第 号  
年 月 日

様

北広島市長

さきに申請のあった\_\_\_\_\_工事(委託)に係る条件付一般競争入札参加資格について、下記のとおり審査結果を通知します。

### 記

入札告示日	年 月 日
工事(業務)名	
入札参加資格の有無	有 ・ 無
入札参加資格がないと認められた理由	
入札保証金の納付	免除
契約保証金の納付	納付 ・ 免除

注1 入札参加資格がないと通知されたときは、本市に対してその理由を求めることができます。説明を求めるときは、入札告示に基づき、契約担当課へその旨を書面により提出してください。入札告示で示した期日までに回答します。

注2 契約保証金は、契約の際に、入札告示で示した手続を行うことで免除されます。

質 疑 応 答 書

年 月 日

北広島市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

工事（業務）名 \_\_\_\_\_

番号	質 疑 事 項	回 答